

図面相談マニュアル

愛知県福祉局福祉部障害福祉課

事業所指導第一グループ

令和 7 年 3 月 版

目次

1	はじめに	・ ・ ・	p 3
	(1) 関係法令について		
	(2) 用語の定義について		
	(3) 図面相談について		
	(4) 図面相談の流れについて		
	(5) 指定申請時の平面図のチェックポイントについて		
	(6) 図面相談の注意事項		
2	訪問系	・ ・ ・	p 8
3	日中活動系	・ ・ ・	p 9
4	就労定着支援	・ ・ ・	p10
5	自立生活援助	・ ・ ・	p10
6 — 1	共同生活援助	・ ・ ・	p11
6 — 2	共同生活援助（サテライト型住居）	・ ・ ・	p13
7	短期入所	・ ・ ・	p14
8	相談系	・ ・ ・	p16
	【参考】パーテーションについて	・ ・ ・	p17

1 はじめに

(1) 関係法令について

事業者の方は、あらかじめ以下の愛知県条例及び厚生労働省令等を御理解のうえ、手続きを進めてください。

【愛知県条例】

- ・指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

<https://www.pref.aichi.jp/uploaded/attachment/366668.pdf>



【厚生労働省令等】

厚生労働省法令等データベースサービスから検索してください。

<https://www.mhlw.go.jp/hourei/>



- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準
- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準
- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準
- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準
- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準

(2) 用語の定義について

本マニュアルにおける用語の定義は以下のとおりとします。

なお、以下の定義は本マニュアルの運用に係るものであり、一般的な定義とは異なる場合があるので御留意ください。

・サービス種別

名称	概要
訪問系	居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護を指す。
日中活動系	生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）を指す。
相談系	地域移行支援、地域定着支援を指す。

・各種設備

室名・設備名	概要（その室に必要な備品含む）
事務室	事業の運営を行うために必要な面積を有する専用の室。鍵付き

	書庫、パソコン、電話、FAX、コピー機、プリンターを設置すること。 他の部屋へ行く際に事務室を通る動線となっている場合は、個人情報保護等の観点から、パーテーションやカーテン等による目隠しを設置すること。
訓練・作業室	利用者が訓練又は作業を行う室。 本県においては、内寸で定員 × 2 m²以上の広さを有すること。 複数の室を設けてもよい。 定員上限まで受け入れた際に全員で作業ができるよう、机と定員分の椅子を設置すること。 訓練・作業に必要な機械器具等（備品）を整えること。
多目的室	利用者が休憩等を取る室。 本県においては、内寸で定員 × 2 m²以上の広さを有すること。 複数の室を設けてもよい。 定員上限まで受け入れた際に全員で食事及び休憩ができるよう、机と定員分の椅子・座布団等を設置すること。 多目的室では訓練・作業ができないため、訓練・作業で使用する備品を設置することは認められない。
相談室	利用者等と相談を行う室。机と4人分の椅子を設置すること。 利用者の支援に支障がない場合は、多目的室と兼ねることができるが、室内における談話の漏洩を防ぐため、パーテーション等を設置すること。 多目的室すべてを相談室と兼ねることは認められない。
洗面所	利用者の特性に応じたものであること。 便所が使用されている際に、洗面所を使用できない構造となっていないこと。 感染症拡大防止のため、消毒やハンドソープ、ペーパータオル等を設置すること。
便所	利用者の特性に応じたものであること。 感染症拡大防止のため、消毒やハンドソープ、ペーパータオル等を設置すること。
居室	【共同生活援助】 居室の定員は原則1名とすること。 収納設備を除き内寸で7.43 m²以上の広さを有すること。 収納設備は内寸で1 m²以上の広さ（高さは1.7m程度）を有すること。 【単独型短期入所】 居室の定員は4人以下とすること。

	地階に設けてはならないこと。 利用者1人あたり、収納設備を除き内寸で 8 m²以上の広さを有すること。 収納設備は内寸で 0.5 m²以上の広さ（高さは 1.7m程度）を有すること。 寝台や布団等を設置すること。 ブザー等を設置すること。 【宿泊型自立訓練】 居室の定員は1名とすること。 収納設備を除き内寸で 7.43 m²以上の広さを有すること。 収納設備は内寸で 1 m²以上の広さ（高さは 1.7m程度）を有すること。
食堂	定員上限まで受け入れた際に全員が食事を取れる広さを有すること。机と定員分の椅子を設置すること。
浴室	利用者の特性に応じたものであること。

（３）図面相談について

図面相談は指定申請所を提出する前の事前審査です。必ず障害福祉サービス事業等の運営を予定している法人（法人設立予定を含む。）が相談を行ってください。行政書士等の代理人が図面相談を行う場合は、委任状を要します。

なお、図面相談を行っていない場合や設備基準を満たしていない場合は、**指定申請書が提出されても受理せず返送**しますので御注意ください。

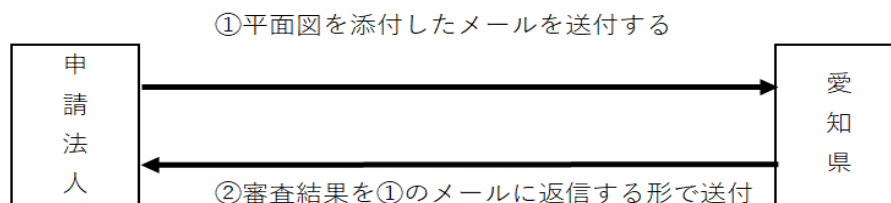
《図面相談は以下の場合に必要となります》

- ・事業所の新規申請
- ・事業所の移転
- ・事業所又は住居の定員の増減変更
- ・事業所内の部屋の使用方法の変更
- ・従たる事業所の追加、廃止
- ・事業所の出張所の追加、廃止
- ・共同生活住居（サテライト型住居含む。）の追加、廃止
- ・共同生活援助事業所の型の変更（介護サービス包括型、外部サービス利用型、日中サービス支援型）
- ・短期入所事業所の型の変更（単独型、併設型、空床型）
- ・図面相談終了後の図面の変更 ※軽微な変更でも再相談すること。
- ・図面相談回答メールの有効期限超過後 ※変更がなくても再相談すること。

なお、介護保険事業所としてすでに認定されている事業所が、「共生型」として指定障害福祉サービス事業の新規申請を行う場合には図面相談不要です。ただし、共生型の指定後、事業所を移転する場合には図面相談が必要です。

(4) 図面相談の流れについて

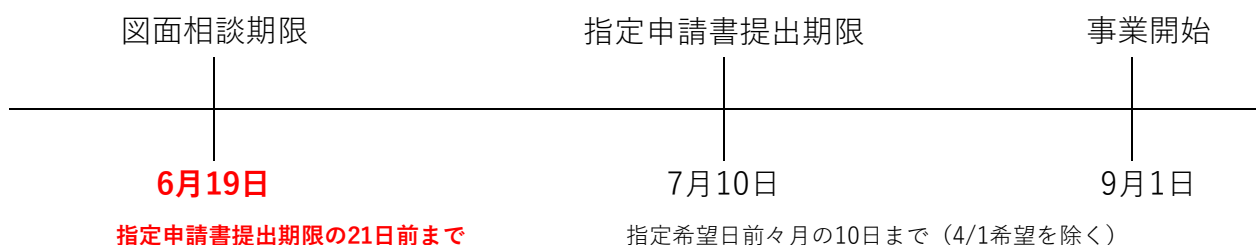
以下のイメージ図のとおりです。



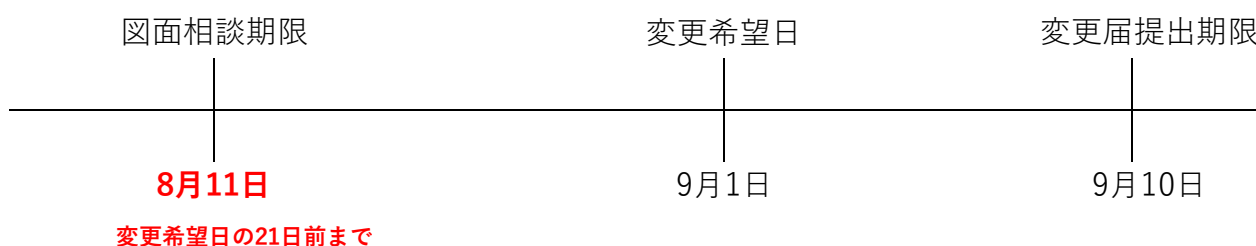
図面相談は新規指定希望日や変更希望日に応じた提出期限があります。必ず所定日までに図面相談を行ってください。期限超過後の相談は受け付けません。

○提出期限の例

新規申請（変更申請も含む）（令和7年9月1日指定希望の場合）



変更届（令和7年9月1日変更希望の場合）



詳細な期限は以下の「（2）指定申請手続きの流れ」を参照ください。

- ・事業所の指定申請の手続きについて（障害者総合支援法）

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/shogai/shashinki.html>



(5) 指定申請時の平面図のチェックポイントについて

手戻り防止の観点から、指定申請書類の必要書類チェックリストに掲げる No.8 「事業所（施設）の平面図」のチェックポイントも併せて御一読ください。

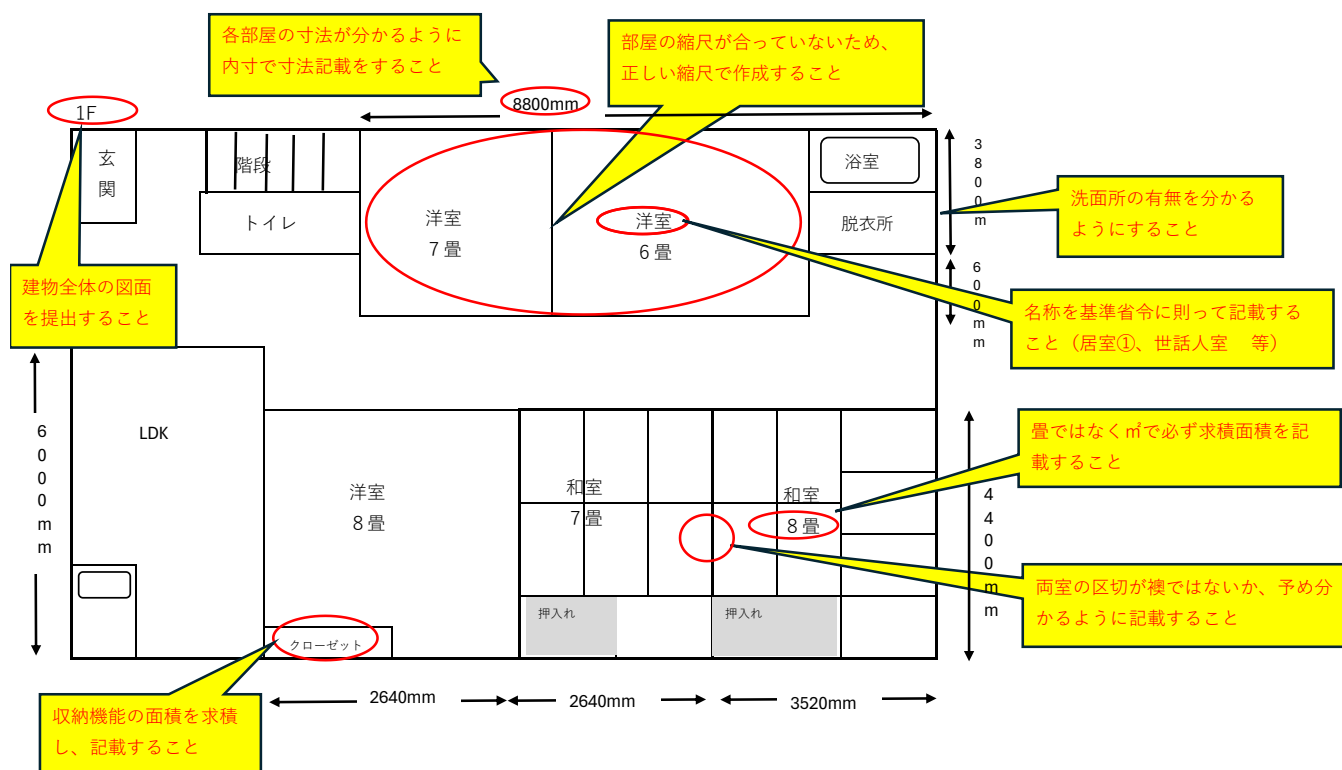
<https://www.pref.aichi.jp/uploaded/attachment/537051.xlsx>



(6) 図面相談の注意事項

- ・ 尺貫法等によらず、メートル法により算出すること。
- ・ 各室の面積は内寸で算出すること。また、室内に柱等がある場合は、柱等の面積を除いた有効面積を記載すること。
- ・ 各室の面積の算出根拠となる求積図を提出すること。
- ・ 設計図面、平面図に記載する室及び設備の名称は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について」に記載される名称とすること。
- ・ 同じ名称の室を複数設置する場合、①・②など、番号を付記すること。
(例：多目的室①・多目的室②、居室①・居室② 等)
- ・ 部屋の区切りについて、壁かパーテーションかを明記すること。
- ・ 1つの建物につき、原則1つの事業所とすること。他の事業と動線が交わる場合や、設備が共有となる場合は原則不可とする。ただし、入り口が別にある、建物内において完全に壁で分けられている場合や、非常用ドアノブカバー等による扉の封鎖がされている場合等には認められる場合がある。
- ・ 建物の一部を事業所として使用する場合、建物全体の図面を添付すること。
- ・ 母屋と離れなどの複数の建物を一体の建物として使用する場合、屋根や庇等を設置し、建物間の往来で利用者が雨に濡れない状態とすること。
- ・ 図面相談は、原則回答メール送信日から2年間有効とする。
期限を超える場合は、変更がない場合にも改めて図面相談を行うこと。
ただし、社会福祉施設等整備費補助金に係る図面相談については要相談とする。

○要修正図面の例



2 訪問系

(1) 設備基準

室名・設備名	チェックリスト
事務室	☐ 事業の運営を行うために必要な面積を有するか。 ☐ 他の部屋に行く際に事務室を通る動線となっている場合、パーテーションやカーテン等の目隠しが設置されているか。 ☐ 他の指定障害福祉サービス事業所又は介護保険法上の訪問介護事業所と同一の事務室を使用する場合、専用の区画（机、パソコン、書庫を備えるスペース）を有するか。
相談スペース	☐ 利用申し込みの受付、相談等に対応するための適切なスペース（机と4人分の椅子が設置できる広さ）を有するか。
洗面所	☐ 事業所専用の洗面所が設置されているか。 日中活動系のサービスを同一建物内で実施する場合、それぞれ洗面所を確保しているか（図面上に明示すること）。 ☐ 利用者の特性に応じたものであるか。 ☐ 便所使用中に利用者が使えない構造となっていないか。
便所	☐ 事業所専用の便所が設置されているか。 日中活動系のサービスを同一建物内で実施する場合、それぞれ便所を確保しているか（図面上に明示すること）。 ☐ 利用者の特性に応じたものであるか。

3 日中活動系

(1) 設備基準

室名・設備名	チェックリスト
事務室※	☐ 事業の運営を行うために必要な面積を有するか。 ☐ 他の部屋に行く際に事務室を通る動線となっている場合、パーテーションやカーテン等の目隠しが設置されているか。
訓練・作業室	☐ 内寸で定員×2㎡以上の広さを有するか。 ☐ 複数の訓練・作業室を設ける場合、訓練・作業室①、訓練・作業室②のように番号を付しているか。 ☐ 多機能型事業所の場合、サービスごとにそれぞれ訓練・作業室を確保しているか（図面上に明示すること）。
多目的室	☐ 内寸で定員×2㎡以上の広さを有するか。 ☐ 複数の多目的室を設ける場合、多目的室①、多目的室②のように番号を付しているか。
相談室※	☐ 多目的室と兼ねる場合、室内における談話の漏洩を防ぐため、パーテーション等が設けられているか。 ☐ 事業所専用の相談室が設置されているか。 訪問系・相談系のサービスを同一建物内で実施する場合、それぞれ相談室を確保しているか（図面上に明示すること）。 ☐ 相談に対応するための適切なスペース（机と4人分の椅子が設置できる広さ）を有するか。
洗面所	☐ 利用者の特性に応じたものであるか。 ☐ トイレ使用中に利用者が使えない構造となっていないか。
便所	☐ 利用者の特性に応じたものであるか。

※「従たる事業所」を設ける場合にあって、利用者の支援に支障がない場合には、主従いずれかの事業所に事務室及び相談室を設けないこととしても差し支えありません。

宿泊型自立訓練の場合、上記に加え、以下の設備が必要です。なお、宿泊型自立訓練のみを行う自立訓練（生活訓練）事業所は、訓練・作業室は不要です。

室名・設備名	チェックリスト
居室	☐ 居室の定員は1名か。 ☐ 収納設備を除き内寸で7.43㎡以上の広さを有するか。 ☐ 居室内に内寸で1㎡以上の収納設備を有するか。 高さは1.7m程度を確保することが望ましい。 ☐ 他の居室との区分けは壁か。 カーテン、パーテーション、ふすま等は認めない。
浴室	☐ 利用者の特性に応じたものであるか。

4 就労定着支援

(1) 設備基準

室名・設備名	チェックリスト
事務室	☐ 事業の運営を行うために必要な面積を有するか。 ☐ 他の部屋に行く際に事務室を通る動線となっている場合、パーテーションやカーテン等の目隠しが設置されているか。 ☐ 他の事業と同一の事務室を使用する場合、分けするなど、他の事業に使用するものと明確に分けられているか。
相談スペース	☐ 利用申し込みの受付、相談等に対応するための適切なスペース（机と4人分の椅子が設置できる広さ）を有するか。
洗面所※	☐ 事業所専用の洗面所が設置されているか。 ☐ 利用者の特性に応じたものであるか。 ☐ 便所使用中に利用者が使えない構造となっていないか。
便所※	☐ 事業所専用の便所が設置されているか。 ☐ 利用者の特性に応じたものであるか。

※一体的に運営する生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援事業所のものと兼用しても差し支えありません。

5 自立生活援助

(1) 設備基準

室名・設備名	チェックリスト
事務室	☐ 事業の運営を行うために必要な面積を有するか。 ☐ 他の部屋に行く際に事務室を通る動線となっている場合、パーテーションやカーテン等の目隠しが設置されているか。 ☐ 他の事業と同一の事務室を使用する場合、分けするなど、他の事業に使用するものと明確に分けられているか。
相談スペース	☐ 利用申し込みの受付、相談等に対応するための適切なスペース（机と4人分の椅子が設置できる広さ）を有するか。
洗面所※	☐ 事業所専用の洗面所が設置されているか。 ☐ 利用者の特性に応じたものであるか。 ☐ 便所使用中に利用者が使えない構造となっていないか。
便所※	☐ 事業所専用の便所が設置されているか。 ☐ 利用者の特性に応じたものであるか。

※一体的に運営する一般相談支援、特定相談支援事業所のものと兼用しても差し支えありません。

6—1 共同生活援助

(1) はじめに

まずは以下「グループホーム整備・運営支援制度について」に掲載している下記資料を御一読ください。

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/shogai/0000072186.html>

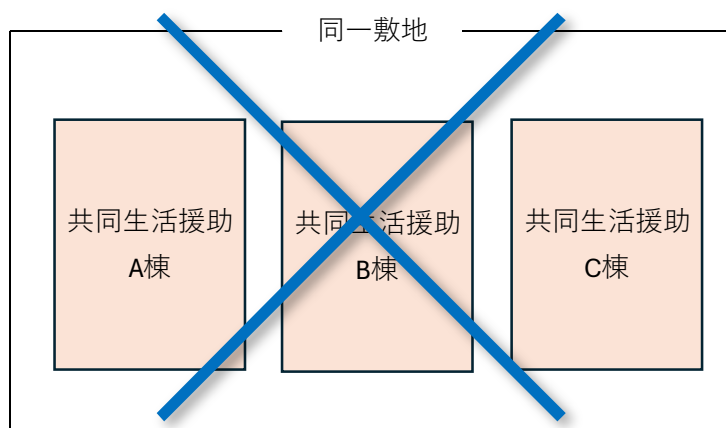
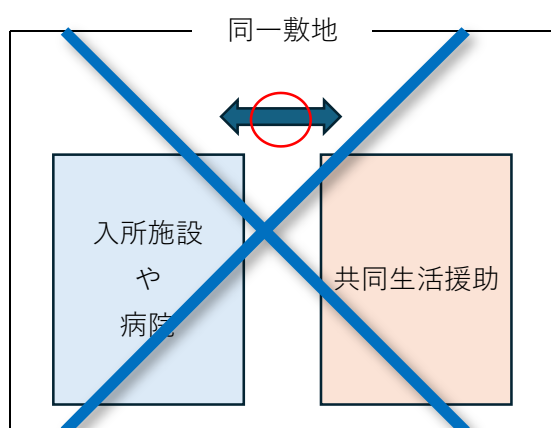
- ・ 障害者総合支援法に係るグループホーム指定申請マニュアル
- ・ 障害者総合支援法に係るグループホームの開設に関する Q & A



(2) 立地基準

- ・ 一の共同生活援助事業所として指定を受ける場合、共同生活住居は主たる事務所から概ね 30 分程度に位置すること。
- ・ 入所施設又は病院の敷地外に位置すること。
- ・ 共同生活援助における入所施設化を防ぐ観点から、同一敷地内に建設されているグループホームは 2 棟 20 名（日中サービス支援型の場合は 2 棟 40 名）までとすること。

○認められない例



(3) 本体住居の設備基準

室名・設備名	チェックリスト
世話人室	☐ 事業の運営を行うために必要な面積を有するか。 ☐ 他の部屋に行く際に事務室を通る動線となっている場合、パーテーションやカーテン等の目隠しが設置されているか。 ☐ 夜間支援を想定し、人ひとりが寝泊まりできるだけの広さ（内寸で 1 m × 2 m 以上）を有するか。 ☐ 居間・食堂の中に世話人室を設ける場合、利用者や職員に音や光が漏れてそれぞれの部屋の利用に支障が生じないように、壁とドアにより区切られているか。
洗面所	☐ ユニットごとに設けられているか。

	☐ 利用者の特性に応じたものであるか。 ☐ 便所使用中に利用者が使えない構造となっていないか。
便所	☐ ユニットごとに設けられているか。 ☐ 利用者の特性に応じたものであるか。
居室	☐ 居室の定員は1名か。 ☐ 収納設備を除き内寸で 7.43 m²以上 の広さを有するか。 ☐ 夫婦で居室を利用する場合等、利用者の希望を踏まえ、一の居室を2人で利用する場合、収納設備を除き内寸で 11.1 m²以上 の広さを有するか。 ☐ 居室内に内寸で 1 m²以上 の収納設備を有するか。 高さ1.7m程度を確保することが望ましい。 ☐ 他の居室との区分けは壁か。 カーテン、パーテーション、ふすま等は認めない。
居間・食堂	☐ ユニットごとに設けられているか。 ☐ 定員上限まで受け入れた際に全員が食事を取れ、机と定員分の椅子を設置できる広さを有しているか。サテライト型住居がある場合は、その人数も含む。
浴室	☐ ユニットごとに設けられているか。 ☐ 利用者の特性に応じたものであるか。

(4) その他の基準

- ・日中サービス支援型共同生活援助を実施する場合、併設型又は単独型の短期入所を同時に実施すること。

6-2 共同生活援助（サテライト型住居）

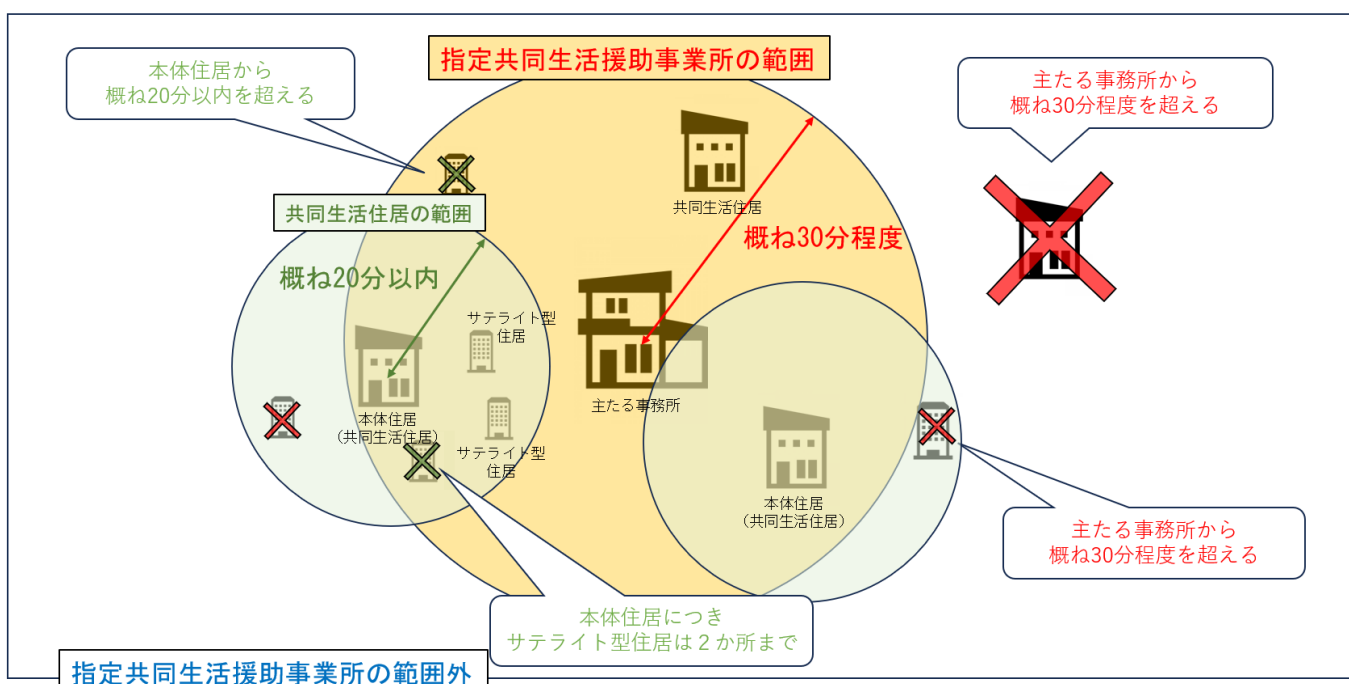
（１）立地基準

- ・主たる事務所から概ね 30 分以内に位置すること。
- ・本体住居から概ね 20 分以内に位置すること。
- ・1 つの本体住居に設置されるサテライト型住居は 2 つまでとすること。
（本体住居の定員が 4 名以下の場合、1 つまでとすること。）
- ・複数の共同生活住居を本体住居として、1 つの建物に複数のサテライト型住居を集約して設置しないこと。

（２）サテライト型住居の設備基準

室名・設備名	チェックリスト
洗面所	☐ 利用者の特性に応じたものであるか。 ☐ 便所使用中に利用者が使えない構造となっていないか。
便所	☐ 利用者の特性に応じたものであるか。
居室	☐ 居室の定員は 1 名か。 ☐ 収納設備を除き内寸で 7.43 ㎡以上の広さを有するか。 ☐ 居室内に内寸で 1 ㎡以上の収納設備を有するか。 高さは 1.7m 程度を確保することが望ましい。
浴室	☐ 利用者の特性に応じたものであるか。
台所	☐ 利用者の特性に応じたものであるか。
その他	☐ サテライト型住居の入居者から適切に通報を受けることができる通信機器（携帯電話等も可）を有するか。

○ 共同生活援助事業所の指定単位のイメージ



7 短期入所

(1) 立地基準

- ・建物の棟ごとに、短期入所事業所を設けること。
(複数棟を1つの事業所として指定することはできない。)

(2) 設備基準

区分	併設型	空床利用型	単独型
概要	指定障害者支援施設等に併設され、指定短期入所の事業を行う事業所として当該施設等と一体的に運営を行う事業所	利用者に利用されていない指定障害者支援施設等の全部又は一部の居室において、指定短期入所の事業を行う事業所	指定障害者支援施設等（指定宿泊型自立訓練事業所等除く）以外の施設であって、利用者に利用されていない居室において、指定短期入所の事業を行う事業所
設備基準	居室	本体施設の居室であって、その全部又は一部が利用者に利用されていない居室を利用すること。	以下のとおり。
	設備	短期入所事業所及び本体施設の効率的運営が可能であり、かつ本体施設の入所者の支援に支障がないときは、居室以外の本体施設の設備を共用できる。	
		本体施設として必要とされる設備を有することである。	

○単独型の設備基準

室名・設備名	チェックリスト
洗面所	☐ 居室のある階ごとに設けられているか。 ☐ 利用者の特性に応じたものであるか。 ☐ 便所使用中に利用者が使えない構造となっていないか。
便所	☐ 居室のある階ごとに設けられているか。 ☐ 利用者の特性に応じたものであるか。
居室	☐ 居室の定員は4人以下か。 ☐ 地階に設けられていないか。 ☐ 利用者1人あたり、収納設備を除き内寸で8㎡以上の広さを有するか。 ☐ 居室内に内寸で0.5㎡以上の収納設備を有するか。 高さは1.7m程度を確保することが望ましい。 ☐ 多床室の場合、プライバシー配慮の観点から各利用者のスペースをカーテン等で仕切っているか。

居間・食堂	☐ 定員上限まで受け入れた際に全員が食事を取れ、机と定員分の椅子を設置できる広さを有しているか。
浴室	☐ 利用者の特性に応じたものであるか。

8 相談系

(1) 設備基準

室名・設備名	チェックリスト
事務室	☐ 他の部屋に行く際に事務室を通る動線となっている場合、パーテーションやカーテン等の目隠しが設置されているか。 ☐ 他の事業と同一の事務室を使用する場合、分けするなど、他の事業に使用するものと明確に分けられているか。
相談スペース	☐ 利用申し込みの受付、相談等に対応するための適切なスペース（机と4人分の椅子が設置できる広さ）を有するか。
洗面所※	☐ 事業所専用の洗面所が設置されているか。 日中活動系のサービスを同一建物内で実施する場合、それぞれ洗面所を確保しているか（図面上に明示すること）。 ☐ 利用者の特性に応じたものであるか。 ☐ 便所使用中に利用者が使えない構造となっていないか。
便所※	☐ 事業所専用の便所が設置されているか。 日中活動系のサービスを同一建物内で実施する場合、それぞれ便所を確保しているか（図面上に明示すること）。 ☐ 利用者の特性に応じたものであるか。

※一体的に運営する自立生活援助、特定相談支援、障害児相談支援事業所のものと兼用しても差し支えありません。

注：サービス等利用計画を作成する「特定相談支援、障害児相談支援事業所（計画相談支援）」は市町村にて指定する事業所となります。

【参考】パーテーションについて

- ・ 各室の間は、壁により区別けることが大原則であること。
- ・ ただし、訓練・作業室、多目的室、相談室及び事務室の間は、例外的に固定されたパーテーションでも認められる場合がある。
- ・ パーテーションは、高さが 180cm 未満、透明な材質、キャスター付き、布製等は認めない。
- ・ 上記以外は、パーテーションを認めないため、壁により区別けを行うこと。

例えば、共同生活援助事業所の居間・食堂内に世話人室を設ける場合は、利用者や職員に音や光が漏れてそれぞれの部屋の利用に支障が生じないように、壁とドアにより区別けること。

また、建物の構造を区別けするための境界は壁とすること。

- ・ 訓練・作業室と多目的室を行き来するために必要な幅の開口部には、必ずしも扉を設置しなくても構わないが、各室の目的を損なわないように十分配慮すること。また、開口幅の半分以上は壁又はパーテーションで区切ること。
- ・ 相談室及び事務室については、個人情報保護やプライバシーの観点から、内部が見えないような配慮をすること。